

【新郷支部】

市民座談会懇談内容（概要）

令和6年12月15日（日）14:00～15:00

懇談テーマ

「耕作放棄地の市の対応について」

（質問）

新郷地区の耕作放棄地はどのあたりにあるのか？

（回答）

新郷地区は南北に長く、耕作放棄地はあちこちに点在している。特に多いのは多面的機能支払団体が組織されていない地域。

耕作放棄地の解消事例として、新郷地区の中では主に住吉地区の線路の南側になるが、営農型太陽光発電の設置計画があり、設備の下には、梅の木を植える予定。

（質問）

営農型太陽光発電は、全国的にはどのような作物を植えているのか？

（回答）

市内では「しそ」、全国的には「稲作」や「ブルーベリー」等の事例がある。

（質問）

自治会の中でも耕作放棄地となっている箇所があり、交差点など見通しが悪く、子供たちの通学の支障となっている。市でもどうしたら解決できるかを考えてもらいたい。

（回答）

所有者に連絡が取れても、なかなか刈ってもらえないという状況もある。通学路等で危険と判断される部分については、市で刈らせていただく。

（質問）

耕作放棄地の定義はあるのか？

（回答）

耕作放棄地は農業センサスで定義されていて、農作物が1年以上作付されず数年の内に作付予定がない農地。草の高さなどの決まりはないが、腰の高さよりも草が伸びている時には耕作放棄地としてカウントしている。

(質問)

行田市とのゴミ処理施設が稼働した後、持ち込みのゴミは有料となるのか？

(回答)

有料とはならないが、ゴミ袋を指定したものにする案もある。また、これまで羽生市では燃やせないゴミとして扱っていたものも、燃やせるゴミとして取り扱う案もある。決まり次第、今後、広報等を通じて周知していきたい。